

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS） 個別の大学評価の評価方針

令和 7 年 2 月 28 日
文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子」（令和 5 年 4 月 14 日、文部科学省科学技術・学術政策局）（以下「制度骨子」という。）3. に規定する、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「本事業」という。）の支援期間の中間年及び最終年に行う個別の大学評価（以下「中間評価」「最終評価」という。）について、以下のとおり定めることとし、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、この評価方針に基づき、本事業の個別の大学評価を行うものとする。

I. 中間評価

1. 評価の目的

本事業における個別の大学評価は、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開することを目的に実施する。中間評価においては、特に支援期間終了時までの見通しを総合的に評価し助言を行うことで、採択大学のビジョン実現の推進に資することを目的とする。

2. 評価の方法

中間評価では、各大学のロードマップやアウトプット及びアウトカムの測定指標に照らして、本事業に採択された大学における「大学ビジョン」達成に向けた取組の進捗について、書面報告及び採択大学の学長からのヒアリングを通して把握・確認した情報その他振興会の把握した情報等に基づき、総合的に評価を行う。

評価基準及び評価方法の詳細については、振興会において評価要領を作成し、示すこととする。その際、「令和 5 年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領」（令和 5 年 5 月 26 日、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会決定）及び「令和 6 年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領」（令和 6 年 7 月 22 日、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会決定）に示す「Ⅲ. 審査に当たっての観点」を踏まえるとともに、制度骨子に規定する「評価結果によって事業を中止する場合」の条件についても明らかにすることとする。

3. 評価結果について

評価結果はその理由も含め採択大学へ通知する。採択大学においては、通知された評価結果を踏まえて研究力向上計画及び資金計画を見直し、大学ビジョン実現に向けた取組の改善を図るものとする。その際、振興会が作成した基準に基づき評価結果によって事業を中止する場合がある。

また、評価結果はその理由も含め、振興会ホームページへの掲載等により公開することとする。

評価結果及び個別の大学に係るデータを含む各評価項目のデータについては、振興会から文部科学省へ共有することとする。

Ⅱ. 最終評価

1. 評価の目的

本事業における個別の大学評価は、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開することを目的に実施する。最終評価においては、特に5年後（支援開始10年後）の大学ビジョン実現に向けた取組期間の見通しを総合的に評価し助言を行うことで、当該採択大学のビジョン実現の推進に資することを目的とする。

2. 評価の方法

最終評価では、各大学のロードマップやアウトプット及びアウトカムの測定指標に照らして、本事業に採択された大学における「大学ビジョン」達成に向けた取組の進捗について書面報告及び採択大学の学長からのヒアリングを通して把握・確認した情報その他振興会の把握した情報等に基づき、総合的に評価を行う。

評価基準及び評価方法の詳細については、振興会において評価要領を作成し、示すこととする。その際、「令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領」（令和5年5月26日、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会決定）及び「令和6年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」審査要領」（令和6年7月22日、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会決定）に示す「Ⅲ. 審査に当たっての観点」を踏まえることとする。

3. 評価結果について

評価結果は採択大学へ通知する。採択大学においては、通知された評価結果を踏まえて研究力向上計画及び資金計画を見直し、大学ビジョン実現に向けた取組の改善を図るものとする。

また、評価結果及び個別の大学に係るデータを含む各評価項目のデータについては、振興会から文部科学省へ共有することとする。